

議 第 44 号

平成31年2月18日提出

熊本市長等の給与に関する条例の一部改正について

熊本市長等の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大西 一史

熊本市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例

熊本市長等の給与に関する条例（昭和31年条例第26号）の一部を次のように改正する。

第2条中「1,188,000円」を「1,190,000円」に、「946,000円」を「947,000円」に、「689,000円」を「690,000円」に改める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（提出理由）

熊本市特別職報酬等審議会の答申に基づき、市長等の給料を改定するため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。